

企業年金関係の改正予定内容（案）

I 企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）

1. 基本的考え方

- 現在は、個人単位での権利義務の移転は以下の場合にのみ認められており、脱退一時金相当額の移換は厚生年金基金から厚生年金基金連合会へ移換する場合のみできることとなっている。

※ 事業所単位の権利義務移転は、①厚生年金基金間、②確定給付企業年金間、③確定給付企業年金から厚生年金基金 において行える。

転職先企業の制度

元の企業の制度

	厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金	厚生年金基金連合会
厚生年金基金	×	×	×	○ (注2)
確定給付企業年金	○ (注1)	○ (注1)	×	△ 基金加入期間のある者のみ(注2)
厚生年金基金連合会	△ 元の基金への復帰者のみ	×	×	

注1) 双方の企業年金制度の規約において、あらかじめ、給付の支給に関する権利義務承継を定めている場合。

注2) 制度終了時の年金通算を含む。

- 先の通常国会において、企業年金制度の中途脱退者が受給する脱退一時金に年金化の途を開くことを目的として厚生年金保険法等の改正が行われ、
 - ① 厚生年金基金・確定給付企業年金間であらかじめ規約で資産移換できる旨を定めている場合には、加入員（者）の申出により、脱退一時金相当額の移換を行うとともに、この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）で引受けを行うこと。
 - ② 厚生年金基金・確定給付企業年金から、加入員（者）の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換を行うこと。
 が可能となった。
- 今般の政省令の改正は、これらの脱退一時金相当額の移換が行われる際の加入期間の取扱い等について定めるものである。その基本的考え方は以下のとおりである。

- ① 上記①の場合には、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を引き継ぐこととする。
 - ② 上記②の場合には、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の全部を引き継ぐこととする。
- なお、移換される脱退一時金相当額の給付設計は、移換先の規約に基づくものとなるなど、移換後は、移換先の企業年金制度に従い運営するものとする。
- また、個人単位の権利義務移転について、①厚生年金基金間及び②厚生年金基金から確定給付企業年金においても行えることとする。この際、移転元の制度における加入期間を、移転先の加入期間とみなすこととする。(既存の確定給付企業年金間、確定給付企業年金から厚生年金基金への移転についても同様の対応。)

※ 下記2. 以下で出てくる期間に関する用語は、以下のとおり。

<厚生年金基金>

加入員期間 : 厚生年金基金の加入員であった期間。この期間について、厚生年金基金は代行部分等を支給する。

加算加入員期間 : 脱退一時金相当額の算定基礎となった期間。加入員期間とは必ずしも一致しない。3年以上あれば必ず脱退一時金を支給。20年以上あれば年金として支給(一時金の選択は可)。

<確定給付企業年金>

加入者期間 : 確定給付企業年金の加入者であった期間。給付額の算定基礎となるとともに、年金としての受給の可否についても判断基準となる(20年以上であれば年金として支給(一時金の選択は可))。

脱退一時金相当額の算定基礎期間 : 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間。加入者期間とは必ずしも一致しない。

<確定拠出年金>

通算加入者等期間 : 確定拠出年金の加入者、運用指図者であった期間(他制度から資産を移換した場合は、移換前の制度の加入期間も含む)。確定拠出年金の支給開始年齢を決定する。(10年以上あれば60歳から支給。)

2. 確定給付企業年金間の移行

2-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入者期間の取扱い【政令、省令、通知】

- 脱退一時金相当額の算定基礎期間の全部又は一部について、移換先の確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。
- 算定基礎期間の一部を合算する場合には、移換先確定給付企業年金は、合理的な範囲で行うものとする。

※ 「合理的な範囲」については、以下の内容等を定める予定。

- ・ 移換先確定給付企業年金の規約に脱退一時金相当額を当てはめて期間の換算を行うこと
- ・ 移換先での勤務期間が一定の期間以上の者についてのみ合算することを認める（一定期間以内で退職した場合は、合算していれば年金として支給しなければならない場合であっても、一時金として支給することを認める。）こと

(2) 移換申出期限【政令】

- 本人は、移換元確定給付企業年金の加入者の資格を喪失したときから1年以内かつ移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する脱退一時金相当額及び加入者が拠出した掛金額
- ・ 脱退一時金相当額の算定基礎期間

(4) 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の加入者期間【政令】

- 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者は、加入者期間が20年未満の者とする。

注) 加入者期間が20年未満であっても、当該確定給付企業年金の受給権を有する者は、移換できない（法律）。

2-2 権利義務移転

○ 加入者期間の取扱い【政令、省令】

- ・ 移転先確定給付企業年金が、移転元確定給付企業年金の支給に関する権利義務を承継する場合には、移転元確定給付企業年金の加入者期間を移転先確定給付企業年金の加入者期間とみなすこととする。

※ 現在は、権利義務移転時の加入者期間の取扱いについては規定されていない。

2-3 再加入する場合

○ 前後の加入者期間の取扱い【通知】

- ・ 確定給付企業年金は、他の確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受ける旨の規約を定める場合には、元確定給付企業年金へ再加入する者（元確定給付企業年金において脱退一時金を受給した者を除く。）につい

て、前後の加入者期間を合算することとする規約を定めなくてはならないこととする。

注1) 現在、元確定給付企業年金に再加入する場合、加入者期間は規約により合算できることとなっており、必ず合算することとはなっていない。

注2) 脱退一時金相当額を移換して元確定給付企業年金に再加入した場合と、移換をせずに再加入した場合とで、加入者期間の合算について不合理な差が出ることを防ぐ。

注3) 規約型企業年金の統合・分割、企業年金基金の合併・分割、権利義務承継時も再加入時と同様の扱いとなっているため、これらの場合についても同様に通知で規定する。

3. 厚生年金基金から確定給付企業年金への移行

※ 基本部分は企業年金連合会に移転される。確定給付企業年金に移換されるのは加算部分のみ。

3-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入員期間の取扱い【政令、省令、通知】

- 厚生年金基金の加算加入員期間の全部又は一部について、確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。
- 加算加入員期間の一部を合算する場合においては、確定給付企業年金は、合理的な範囲で行うものとする。

(2) 移換申出期限【政令】

- 本人は、厚生年金基金の加入員の資格を喪失したときから1年以内かつ確定給付企業年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する脱退一時金相当額
- ・ 加算加入員期間

3-2 権利義務移転

○ 個人単位の権利義務移転【政令、省令】

- ・ 厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転について法律で規定されたことに伴い、個人単位の権利義務移転もできることとする。

① 加入員期間の取扱い【政令】

- ・ 確定給付企業年金が、厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継する場合においては、厚生年金基金の加算加入員期間を、確定給付企業年金の加入者期間とみなすこととする。

- ② 移換申出の手続等【政令】
- ・ 申出の手続等については、確定給付企業年金間の権利義務承継と同様に定める予定。
- ③ 代行部分の現価相当額の計算【政令、告示】
- ・ 厚生年金基金から確定給付企業年金へ権利義務を移転する際に企業年金連合会が徴収する現価相当額については、厚生労働大臣が定めるところ（厚生年金基金の解散時に移換する最低責任準備金に準ずる。）により計算したものとする。
- 注）現在は個人単位の責任準備金は計算していないため、最低責任準備金を、過去期間代行給付現価で按分して計算した額とする。
- ※ なお、厚生年金基金の分割時、厚生年金基金間の権利義務承継時についても同様に、過去期間代行給付現価で按分することとする。
- ④ 権利義務移転承継時の給付減額【省令】
- ・ 厚生年金基金から確定給付企業年金へ権利義務承継する場合であってやむを得ない事由がある場合を、給付減額の理由に追加する。（既存の確定給付企業年金間での権利義務承継時と同様。）

4. 厚生年金基金間の移行

4-1 脱退一時金相当額の移換

※ 厚生年金基金間の脱退一時金相当額の移換は、基本部分の権利義務移転に併せて行う。

（1）加入員期間の取扱い【政令、省令、通知】

- ① 基本部分の移換（権利義務移転）について
- ・ 移換元厚生年金基金の加入員期間を、移換先厚生年金基金の加入員期間とみなすこととする。
- ② 加算部分（脱退一時金相当額）の移換について
- ・ 移換元厚生年金基金の加算加入員期間の全部又は一部について、移換先厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。
 - ・ 加算加入員期間の一部を合算する場合には、移換先厚生年金基金は、合理的な範囲で行うものとする。

（2）移換申出期限【政令】

- 本人は、移換元厚生年金基金の加入員の資格を喪失したときから1年以内かつ移換先厚生年金基金の加入員の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所・基礎年金番号等
※ 現在、厚生年金基金から厚生年金基金連合会へ引き継いでいる事項と同様に規定する予定。
- ・ 移換する脱退一時金相当額
- ・ 加算加入員期間

(4) 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の加入員期間【政令】

- 現在は、加入員期間が15年以上の場合は中途脱退者とならないが、これを20年以上の場合とする。
注) 加入員期間が20年未満であっても、当該厚生年金基金の受給権を有する者は、中途脱退者とならない(法律)。

(5) 移換しようとする先の厚生年金基金が将来返上の認可を受けている場合【通知】

- 移換しようとする先の厚生年金基金が将来返上の認可を受けている場合は代行部分の権利義務移転ができないため、脱退一時金相当額の移換も認めないこととする。

4-2 権利義務移転

○ 個人単位の権利義務移転【政令、省令】

- ・ 厚生年金基金間の給付の支給に関する権利義務の移転について、事業所単位の移転に加えて個人単位での移転もできることとする。

① 加入員期間の取扱い【政令】

- ・ 移転先厚生年金基金が移転元厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継する場合には、移転元厚生年金基金の加入員期間を、移転先の加入員期間とみなすこととなっている(法律)。
- ・ 移転元厚生年金基金の加算加入員期間についても、移転先厚生年金基金の加算加入員期間とみなすこととする。

② 移換申出の手続【政令】

- ・ 申出の手続等については、事業所単位の権利義務移転に準じて定める予定。

③ 権利義務承継時の給付減額【通知】

- ・ 厚生年金基金間で権利義務承継をする場合であってやむを得ない事由がある場合を、給付減額の理由に追加する。(既存の確定給付企業年金から厚生年金基金への権利義務承継時と同様。)

5. 確定給付企業年金から厚生年金基金への移行

5-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入者期間の取扱い【政令、省令、通知】

- 脱退一時金相当額の算定基礎期間の全部又は一部について、厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。
- 算定基礎期間の一部を合算する場合には、厚生年金基金は、合理的な範囲で行うものとする。

(2) 移換申出期限【政令】

- 本人は、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失したときから1年以内かつ厚生年金基金の加入員の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する脱退一時金相当額
- ・ 脱退一時金相当額の算定基礎期間

5-2 権利義務移転

○ 加入者期間の取扱い【政令、省令】

- ・ 厚生年金基金が確定給付企業年金の支給に関する権利義務を承継する場合には、確定給付企業年金の加入者期間を、厚生年金基金の加算加入員期間とみなすこととする。

※ 現在は、権利義務移転時の加入者期間の取扱いについては規定されていない。

6. 確定給付企業年金又は厚生年金基金から確定拠出年金への移行

6-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入者期間の取扱い【法律、政令、省令】

- 脱退一時金相当額の算定基礎期間又は厚生年金基金の加算加入員期間の全部を、確定拠出年金の通算加入者等期間に合算することとする。

(2) 移換申出期限【政令】

- 本人は、確定給付企業年金の加入者又は厚生年金基金の加入員の資格を喪失したときから1年以内かつ確定拠出年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する脱退一時金相当額

- ・ 脱退一時金相当額の算定基礎期間又は厚生年金基金の加算加入員期間
 - ・ 基礎年金番号
- ※ 確定給付企業年金から移換する場合は、本人から申し出る。

6-2 制度単位での企業型年金への移換

○ 移換額【政令】

- ・ 6-1において、個人単位で脱退一時金相当額を企業型年金へ移換する場合には、本人拠出分も含めて移換し、全額が事業主が拠出した掛金とみなされることに伴い、制度単位で確定給付企業年金等から企業型年金へ移行する場合についても、本人の同意により本人拠出分も含めて移換できるとし、その場合はその全額が事業主が拠出した掛金とみなされる。
- ※ 現在は、制度単位で企業型年金へ移換する場合は、本人拠出分は返還されることとなっている。

7. 確定給付企業年金から企業年金連合会への移行

(1) 移換申出期限【政令】

- 本人は、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した時から1年以内に申し出ることとする。

(2) 引継事項【省令・通知】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
 - ・ 移換する脱退一時金相当額及び本人が拠出した掛金額
 - ・ 脱退一時金相当額の算定基礎期間（中途脱退時）、確定給付企業年金の加入者期間（制度終了時）
 - ・ 基礎年金番号
- ※ 移換申出の際に、本人から確定給付企業年金を経由して申し出ることとする。

(3) 企業年金連合会への通知【政令】

- 中途脱退者又は終了制度加入者等から企業年金連合会（以下「連合会」という。）への移換の申出を受けた確定給付企業年金又は清算人は、その旨を連合会に通知することとする。

8. 企業年金連合会から確定給付企業年金への移行

(1) 加入者期間の取扱い【政令、省令、通知】

① 連合会が脱退一時金相当額を引き継いでいる場合

- 連合会に引き継いだ確定給付企業年金（以下「引継前確定給付企業年金」という。）の脱退一時金相当額の算定基礎期間又は連合会に引き継いだ厚生年金基金（以下「引継前厚生年金基金」という。）の加算加入員期

間の全部又は一部について、確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。

② 連合会が残余財産を引き継いでいる場合

- 引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間の全部又は一部について、確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。

①②で一部の期間を合算する場合には、確定給付企業年金は、合理的な範囲で行うものとする。

※ 平成17年10月1日以前に連合会に移換した者については、必要な情報が連合会に引き継がれていないことがあるが、その場合は、引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間として本人が申し出た期間の全部又は一部を、確定給付企業年金の加入者期間に合算することとする。

(2) 移換申出期限【政令】

- 本人は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

- ・ 氏名・性別・生年月日・住所
- ・ 移換する年金給付等積立金の額（確定給付企業年金から引き継いでいる場合には、併せて、本人が拠出した掛金額）
- ・ 引継前確定給付企業年金の脱退一時金の算定基礎期間又は引継前厚生年金基金の加算加入員期間（中途脱退時）
- ・ 引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間（制度終了時）

(4) 移換額【法律】

- 連合会から確定給付企業年金へ移換する積立金の額は、連合会の規約で定める。

(5) 連合会へ申し出る者【通知】

- 連合会から積立金を移換する際は、あらかじめ移換先確定給付企業年金が連合会に登録をしている場合にあっては、本人の申出を受けた移換先確定給付企業年金から連合会に申し出ることができることとする。この場合、確定給付企業年金は、本人が積立金の移換を申し出てから速やかに連合会に申し出るものとする。